

防整技第5300号
30.3.30
一部改正 防整技第18642号
30.11.30
一部改正 防整技第5047号
令和2年3月30日
一部改正 防整技第15113号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事の設計変更事務処理要領について（通知）

標記について、別冊のとおり定めたので通知する。

なお、防衛施設の建設工事設計変更ガイドラインについて（防整技第7362号。28.4.1）は廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官

防整技第5300号(30. 3. 30)別冊
一部改正 防整技第18642号(30. 11. 30)
一部改正 防整技第5047号(令和2年3月30日)
一部改正 防整技第15113号(令和6年6月27日)

建設工事の設計変更事務処理要領

整備計画局施設整備官

第1 目的

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）は、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に従い実施しなければならないが、当初の設計図書のとおりにより工事が実施できない事態が発生した場合、工事の目的を達成するために設計変更を行う必要がある。

本事務処理要領は、建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28. 3. 31）の別冊第1及び別冊第2。以下「契約書」という。）及び工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28. 3. 31。以下「工事監督実施細目」という。）に基づき設計変更を行う場合において、具体的な事例や発注者及び受注者双方の留意点を明示し、受発注者間の理解に貢献することで、契約関係における責任の所在の明確化や契約内容の透明性の向上を図るとともに、設計変更の円滑な事務処理の実施を図ることを目的とする。

なお、工事一時中止に伴う設計変更は、本事務処理要領によらず、別に定める建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第5299号。30. 3. 30）により実施されたい。

第2 設計変更に係る手続の基本フロー

- 1 設計変更に係る手続の基本フローは、別紙第1のとおり。
- 2 契約書第19条に基づく設計変更に係る手続の基本フローは、別紙第2のとおり。
- 3 契約書第20条に基づく設計変更に係る手続の基本フローは、別紙第3のとおり。
- 4 契約書第24条に基づく設計変更に係る手続の基本フローは、別紙第4のとおり。
- 5 発注者が、土木工事共通仕様書について（防整技第6007号。31. 3. 28）別冊の1. 1. 17（2）に規定する「設計図書の照査等」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更（以下「照査を超過した設計図書の変更」という。）を受注者に実施させる場合に係る手続の基本フローは、別紙第5のとおり。

第3 設計変更の要因となる具体的な事例

- 1 契約書第19条第1項第1号の規定による設計図書が互いに一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - （1）図面の資材の規格、機器の仕様等の記載内容と特記仕様書の記載内容が一致しない。
 - （2）図面から求められる管布設延長、舗装面積等の数量と図面に記載された数量が一致しない。
- 2 契約書第19条第1項第2号の規定による設計図書に誤り又は脱漏がある場合
 - （1）設計図書に誤りがある場合

- ア 図面の同一部分の舗装構成が異なっている。
- イ 設計図書の矢板の打設方法では、条件明示されている土質での施工ができない。
- ウ 他職種の設計図書と設計の内容が一致しない。

(2) 設計図書に脱漏がある場合

- ア 土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。
- イ 指定仮設や交通整理員についての条件明示がない。
- ウ 廃棄物等の処理方法や処分場所等についての条件明示がない。
- エ 支給材料や寄託品に関する一切の条件明示がない。
- オ 発生材の引渡し場所等が明示されていない。
- カ 使用する材料の種類、強度等の規格が明示されていない。
- キ 使用する部材の品質や機器の諸元等が明示されていない。
- ク 図面に示されている器具が図面（器具表）の数量に計上されていない。

3 契約書第19条第1項第3号の規定による設計図書の表示が明確でない場合

- (1) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- (2) 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等が読み取れない。

4 契約書第19条第1項第4号の規定による設計図書と実際の工事現場が一致しない場合

- (1) 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- (2) 設計図書に明示された地盤高や支持地盤と工事現場の地盤高や支持地盤が一致しない。
- (3) 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- (4) 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- (5) 設計図書に明示された交通整理員の人数と規制図が一致しない。
- (6) 設計図書に明示された劣化の範囲又は劣化の程度と実際の劣化の範囲又は劣化の程度が一致しない。
- (7) 設計図書に明示された既設接続位置と工事現場での既設接続位置が一致しない。

5 契約書第19条第1項第5号の規定による予期することのできない特別の状態が生じた場合

予期することのできない特別な状態が生じたこととは、発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予見することのできない特別の状態が生じて契約締結や工事施工の前提が大きく変わったため、受注者が当初の設計図書のとおりに施工することが困難又は不適當となる場合であり、具体的には、次に掲げる場合が想定される。

- (1) 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。

- (2) 埋蔵文化財や汚染土壌が発見され、調査が必要となった。
- (3) 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期できない条件等が現地で確認された。

6 契約書第20条の規定による発注者が必要と認める場合

発注者が必要と認めるときは、発注者は仕様や施工方法等を十分検討し、関係官署と調整を行った上で設計図書を作成し工事を発注しているが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合であり、具体的には、次に掲げる場合が想定される。

- (1) 工事発注後に部隊や地元との調整等により、施工範囲の拡大若しくは縮小、新たな工事の追加又は一部工事の取止めが必要となった。
- (2) 工事発注後に部隊や地元との調整等により、施工時間及び施工日の変更が必要となった。
- (3) 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種の追加が必要となった。
- (4) 工事発注後に関係官署との協議等が生じ、施工内容の変更、工事の追加又は一部工事の取止めが必要となった。
- (5) 工事現場の安全管理上、防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）の追加が必要となった。
- (6) 特記仕様書で指定していた産業廃棄物等の処分方法及び処分場所の変更が必要となった。
- (7) 工事発注後、製造中止等の理由により、使用材料の変更が必要となった。
- (8) 工期が短縮され、交通整理員の人数の変更が必要となった。
- (9) 設計図書に定められている工事着工の期日までに、受注者の責めに帰することができないものにより、工事に着手できないとき。

7 契約書第24条の規定による工期を短縮する場合

- (1) 自然条件（災害等を含む。）に起因し、作業日数の確保が見込めず工期の延長が必要であるが、当初工期のまま施工する必要が生じた。
- (2) 部隊等の要望により、早急に工事を完了させる必要が生じた。

8 発注者が照査を超過した設計図書の変更を受注者に実施させる場合

- (1) 現地測量の結果、横断図を新たに作成又は縦断計画の見直しに伴う横断図の再作成が必要となった。
- (2) 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成又は土工の縦横断計画の見直しが必要となった。
- (3) 構造物の位置、計画高さ及び延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となった。
- (4) 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となった。
- (5) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図

面作成が必要となった。

- (6) 試験杭等の結果により、基礎杭の構造計算の再計算及び図面作成が必要となった。
- (7) 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となった。
- (8) 設計要領、各種示方書等との対比設計が必要となった。
- (9) 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となった。
- (10) 設計根拠までさかのぼる設計図書の見直しが必要となった。

第4 工期短縮計画書の提出

発注者は、契約書第24条に基づき工期を短縮する必要があると判断した場合は、その旨を受注者に請求するとともに、工期短縮に伴い新たに発生する費用に関する計画書（以下「工期短縮計画書」という。）を別紙様式により提出させる。

発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書の記載内容を確認するときは、次の事項に留意すること。

- 1 工期短縮計画書には、工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること、工期短縮に伴う施工体制及び短縮期間に関すること並びに工期短縮に伴い新たに発生する費用に関することの基本的事項を明示する。
- 2 発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書に支障が無いと認めるときは、これを承諾する。
- 3 工期短縮計画書の作成に当たっては、記載内容について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないよう十分協議を行う。
- 4 受注者は、発注者が承諾した工期短縮計画書に基づき、工程の遵守に努める。
- 5 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。
- 6 工期短縮計画書の提出に係る内容を特記仕様書に明記する。

なお、特記仕様書への記載例を次に示す。

工期短縮計画書の作成

工期の短縮を行う必要があると発注者が判断し、受発注者間で協議の上合意した場合には、工期短縮計画書を発注者に提出し承諾を受ける。

なお、工期短縮計画書には、工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること、工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること並びに工期短縮に伴い新たに発生する増加費用及び算定根拠に関することの基本的事項について明示する。

第5 設計変更を行うことが適当ではない具体的な事例

次に掲げる場合は、原則として、設計変更を行ってはいけない。

- 1 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず、受注者が独自に判断して工事を施工した。
- 2 発注者と協議をしているが、書面による指示がない時点で、受注者が工事を施工した。
- 3 契約書に定められている所定の手続を経ていない。
- 4 書面によらない事項（口答のみの合議等）のとき。
- 5 総合評価落札方式において、受注者が提出した技術提案書に記載された内容に基づき工事を施工した。

第6 留意事項

1 発注者

- (1) 契約書に定める通知、承諾及び解除は書面により行うこと。（契約書第1条第5項）
- (2) 受注者から設計図書等についての確認の請求があつた場合又は自ら設計図書の誤り等を発見した場合は、受注者の立会いの上、調査を行わなければならない。（契約書第19条第2項）
- (3) 工期や請負代金額の変更は、受注者と協議の上、決定すること。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知すること。（契約書第25条及び第26条）
- (4) 照査を超過した設計図書の変更を受注者に実施させる場合は、次の事項に留意する。
 - ア 当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更の協議に当たること。
 - イ 当該工事における変更の必要性を明確にすること。また、別件発注すべき内容ではないのかなど設計変更の妥当性を明確にすること。
 - ウ 設計変更に伴う契約変更手続は、その都度、遅滞なく行うこと。

2 受注者

- (1) 受注者は、工事の目的が達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工に当たって発注者の意図、設計図書、現場条件等を確認する。
- (2) 設計図書と実際の工事現場が一致しないなどの事実を発見した場合は、直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。（契約書第19条第1項）
- (3) 数量、仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、その変更内容について、発注者の書面による指示に従い工事を施工し、独自の判断で施工しないこと。

3 不測の事態が生じた場合における取扱い

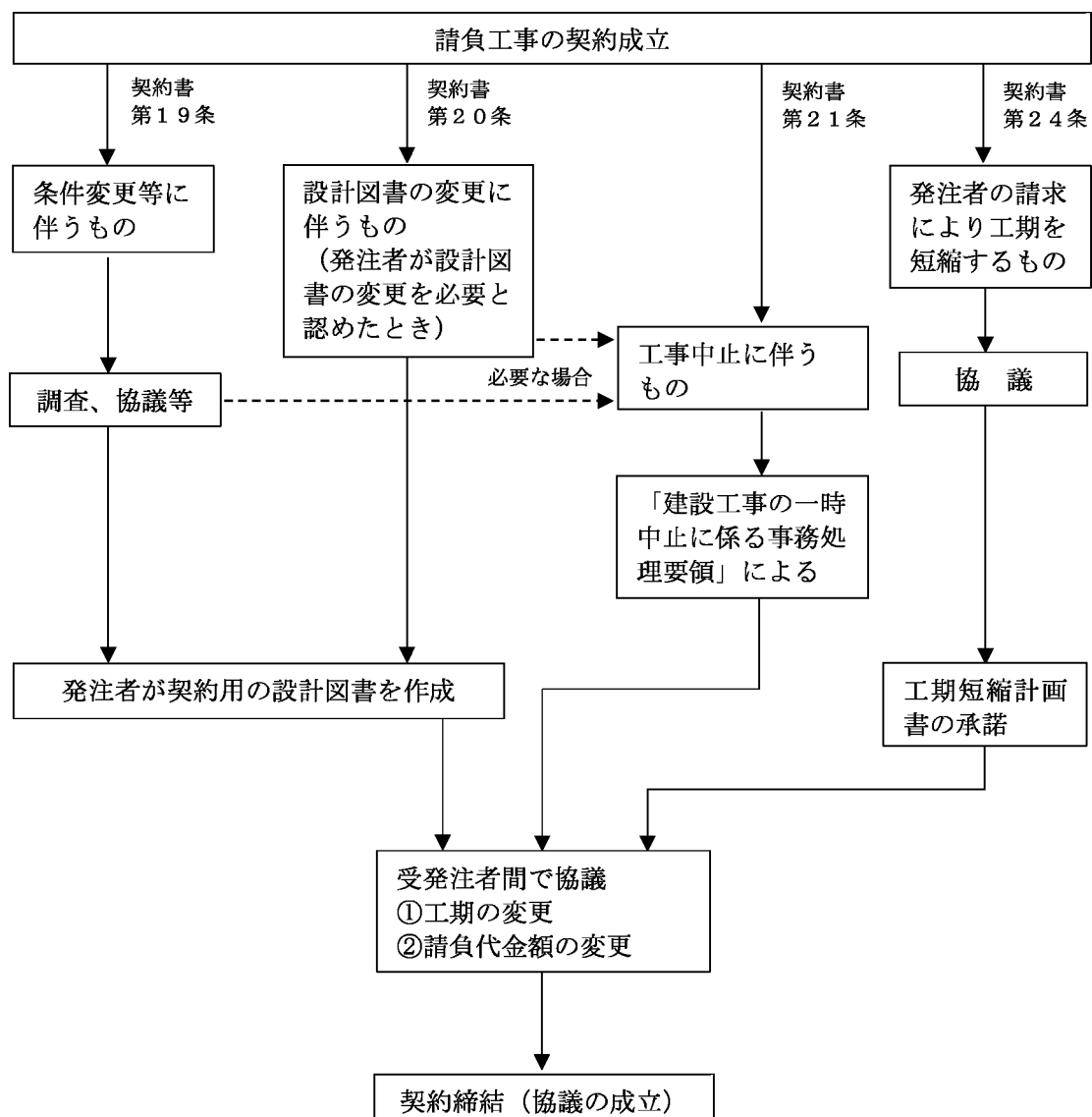
施工場所が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区画として設定された区域に、又は武力攻撃事態等における国民の保護の

ための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第52条第2項第1号に規定する要避難地域として指示された地域に含まれるなどの不測の事態が生じた場合の設計変更については、この事務処理要領によらず、契約書第67条に基づき受発注者間で協議を行う。

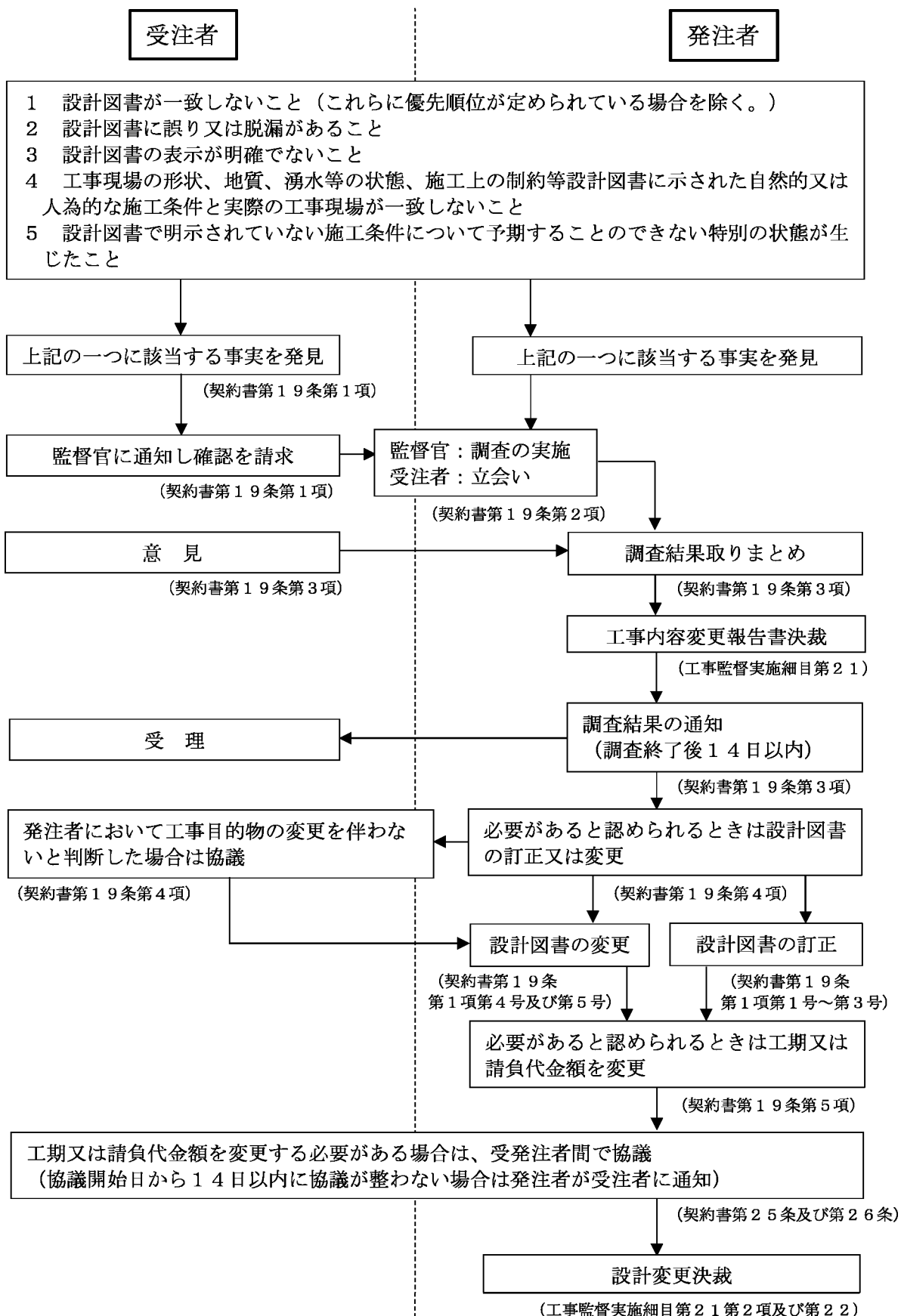
第7 その他

本事務処理要領に定めのないものについては、受発注者間で協議する。

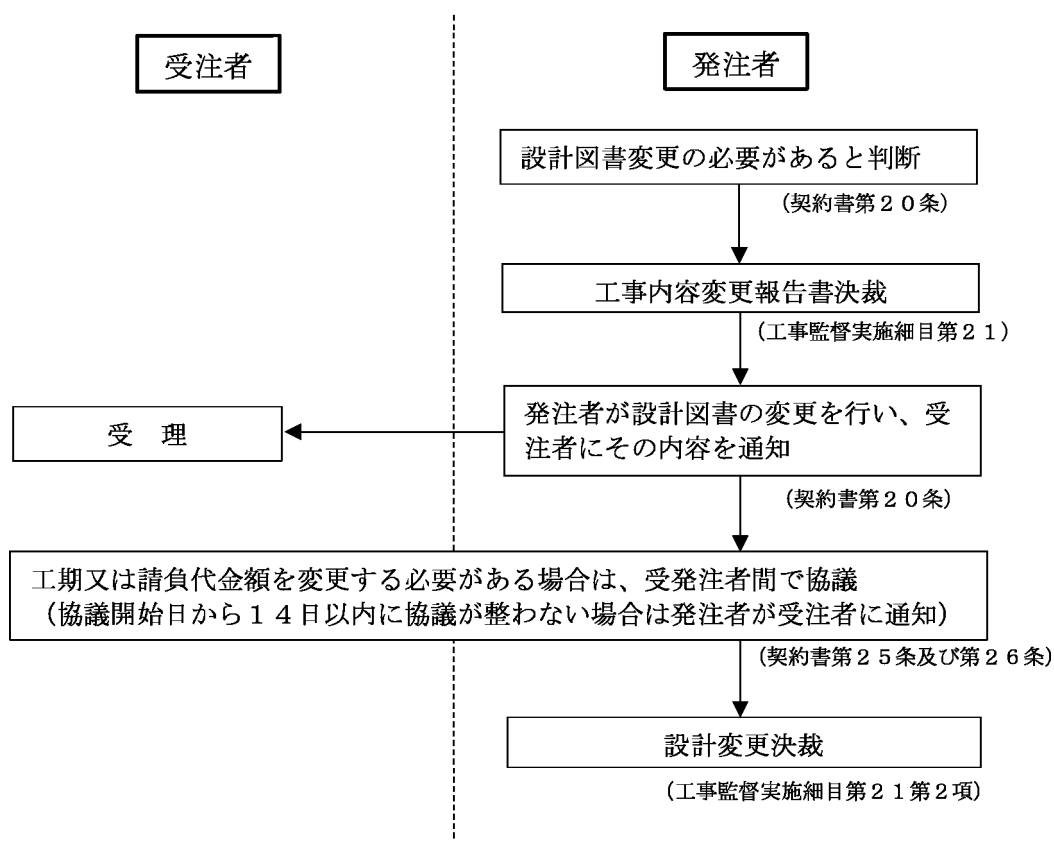
設計変更に係る手続の基本フロー



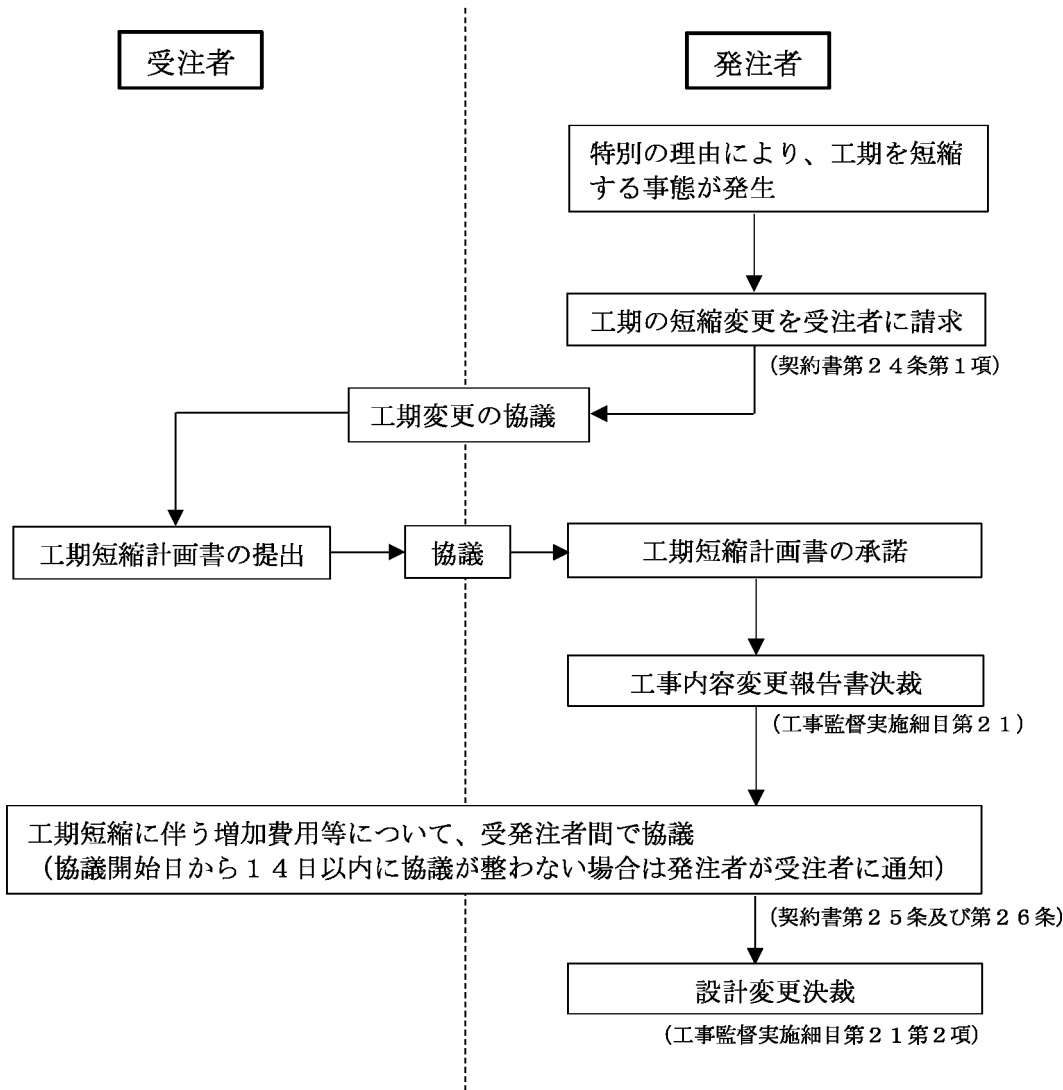
契約書第19条に基づく設計変更に係る手続の基本フロー



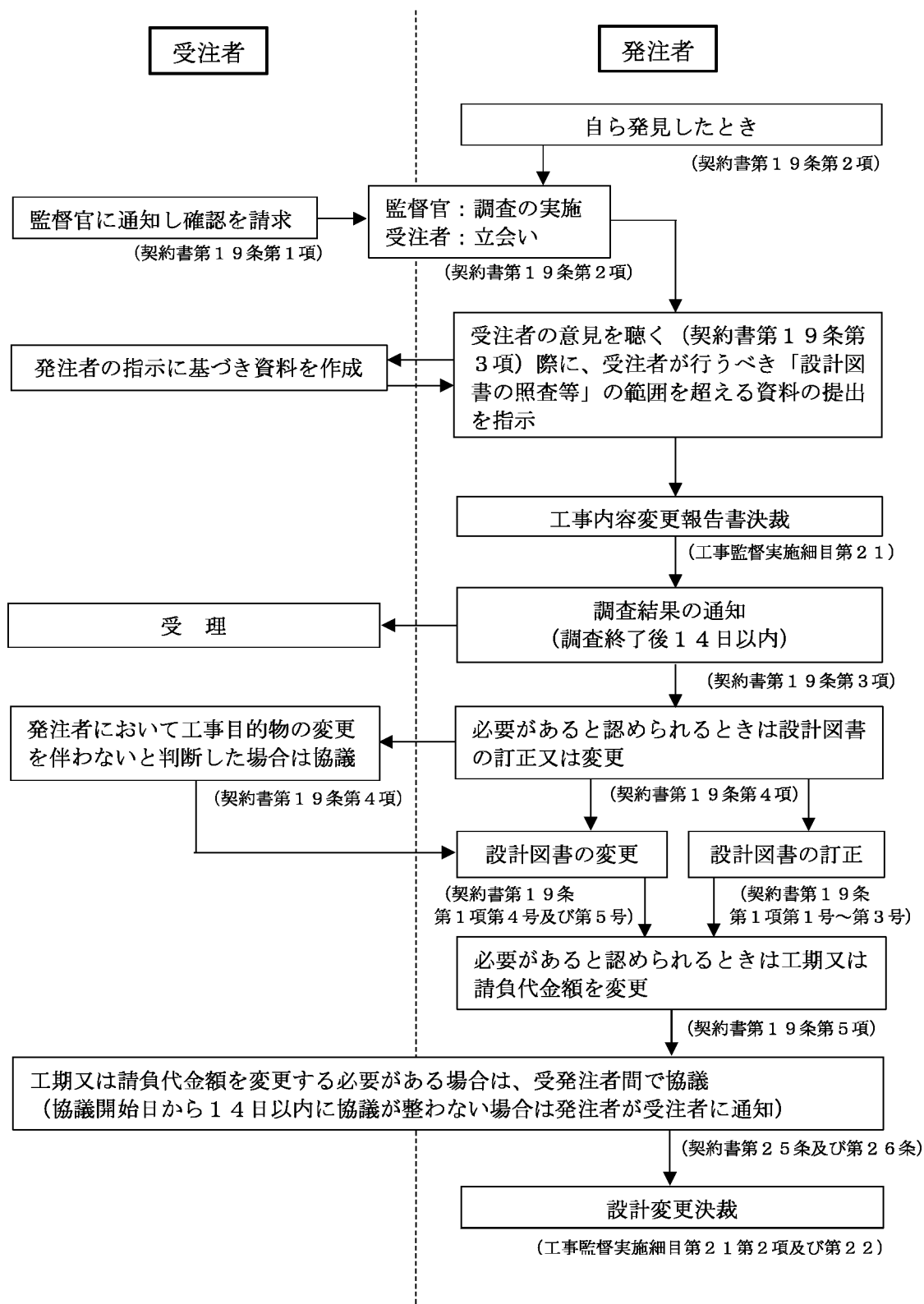
契約書第 20 条に基づく設計変更に係る手続の基本フロー



契約書第 2 4 条に基づく設計変更に係る手続の基本フロー



照査を超過した設計図書の変更を受注者に実施させる場合に係る
 手続の基本フロー



別紙様式

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会 社 名

代表者氏名

印

工期短縮計画書について

工事名

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事について、別紙のとおり工期短縮計画書を提出します。

工期短縮計画書

- 1 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること。
- 2 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- 3 工期短縮に伴い、新たに発生する増加費用及び算定根拠に関すること。